

トラベル懇話会 「第2回リモート井戸端会議」

「管理型海外旅行」とは

JATA海外旅行推進部長
稲田 正彦
2021年2月24日

トラベル懇話会 「第2回リモート井戸端会議」

1. 定義

- 企画旅行主催者が、参加旅行者の旅行中・後の行動履歴を管理把握できる エスコート型旅行
-

- 海外企画再開時初期の旅行形態
- 「観光トラック」適用の条件として提案
- 渡航後の隔離規制が無い、国・地域での展開

2. 目的

- **政府機関承認による帰国後の隔離条件緩和・免除**
- 安心・安全を担保する募集型企画旅行の形態を確立し、海外旅行に対する社会的受容を目指す

トラベル懇話会 「第2回リモート井戸端会議」

3. 背景・経緯 青字は政府・外国機関の動き

- ・感染症危険度緩和の要望書を外務省・厚労省へ提出 7/28
- ・国際往来回復に向け観光庁との定例会開催 7月以降月1回
- ・外務省 国際往来規制緩和 ビジネストラック確立
 - 9/18 SIN、10/08 韓国、11/01ベトナム、11/30中国
 - 日本在住ビジネス渡航者の帰国後待機緩和 11/01
- ・ハワイ州 日本人向け隔離緩和施策開始
 - 11/06～ 指定医療機関発行の陰性証明提出が要件
- ・旅行需要創出特別委員会にてJATAより提案 11/10
- ・韓国・中国・台湾各在日観光局との討議開始 11月～
(ビジトラ利用のJATA視察団派遣計画、レジャートラック導入)
- ・ハワイ州行き管理型旅行について観光庁と討議開始 11月～
- ・12/16 政府 観光戦略実行推進会議
 - インバウンド回復への取組⇒小規模分散型パッケージ旅行

- ①. 日本帰国後14日間隔離の免除・緩和に関する要件として「管理型旅行」を提唱。実証実験に結び付ける展開方法を検討する。
12月16日会議では以下の取り組みを勧める示唆があった。
 - ・ハワイ州政府からの要請書面の準備
 - ・公共性の観点から航空会社も加えた展開
 - ・帰国後の旅行参加者感染に関する責任の所在明確化(JATAの責任)
 - ・ハワイ管理型旅行の具体的な実行計画作成、行程表(日程表)の作成
- ②. 海外危険情報、感染症危険情報がレベル3の段階においても、募集型企画旅行を実施するための特例措置をJATAとして要望
- ③. 関係官庁の会議への上程や新型コロナウイルス感染症対策分科会での議論に持ち込むための具体的な提案方法は？
(観光庁から厚労省、外務省、内閣官房に上げてもらうには？)
- ④. その他
 - ・水際対策に関する国の見通し(どの段階でどのような措置をするか)
 - ・インバウンドの小規模分散型(管理型)旅行との整合性

ハワイにおける“管理型旅行”（案）

要望書 ※JATA作成

- ビジネストラック確立済みの国・地域については「準ビジネストラック」として観光目的での出入国を可能とすること。
- ハワイからの日本人帰国者について、ハワイもしくは日本の空港でのPCR検査を条件に、14日間の隔離を解除もしくは緩和すること。（ハワイは陰性証明所持を条件に、入国後の隔離免除を11月から実施しており、相互主義が欠けている状態にある。）

観光需要回復の ための政策プラン

※2020年12月16日
観光戦略実行推進会議

- 我が国におけるアウトバウンドの段階的復活に向けて、海外における国際観光客の受入状況や感染症対策等を調査するとともに、官民が連携して取り組みを検討する。

※東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、感染拡大防止と両立させる形で、観光目的の国際的な人の往来の段階的回復を図る。まずは国内外の感染状況を等を見極めつつ、感染状況が落ち着いている国・地域から、主催者がビジネストラックに準じた防疫措置を徹底した形での管理された小規模分散型パッケージツアー（規模は今後検討）を試行的に実施する。（「インバウンドの回復に向けた試行的取組」より）

管理型旅行 ※JATA定義

- 企画旅行主催者が参加旅行客の旅行中・後の行動履歴を管理把握できるエスコート型旅行

「管理型旅行」実施の意義・主旨

帰国後の隔離規制緩和を
目的とした官庁への提案

観光目的での出入国
再開の第一陣・突破口

適切な防疫措置を計る
試行、及びデータ集積

ハワイ管理型旅行を機に、管理型旅行を他方面へ拡大し、一刻も早いタイミングで平時の環境に戻す！

ハワイにおける“管理型旅行”（案）

ハワイの状態

- ①米本土を含む全入島者へのPCR検査陰性証明取得義務化
- ②米本土を含む全入島者へのハワイ州Safe Travel Program登録義務化
- ③各施設は各業界団体がハワイ州政府に届出したガイドライン遵守
- ④マスク着用義務化（違反者は禁固刑または罰金）
- ⑤罹患者の受入病院整備

実施要件

- ①PCR検査陰性証明取得（ハワイ州指定医療機関発行）
- ②ハワイ州Safe Travel Program登録 
- ③海外旅行保険加入
- ④高齢者・基礎疾患保有者対象外
- ⑤日本ハワイ旅行業協会指定施設（ホテル、レストラン等）利用
- ⑥現地行動規制（エリア制限）
行動履歴把握（GPS追跡）
- ⑦罹患者発生時のマニュアル整備
受入病院契約
- ⑧ハワイ州Aloha Safe Alert（公式追跡アプリ）登録 
- ⑨帰国後14日間健康状態確認

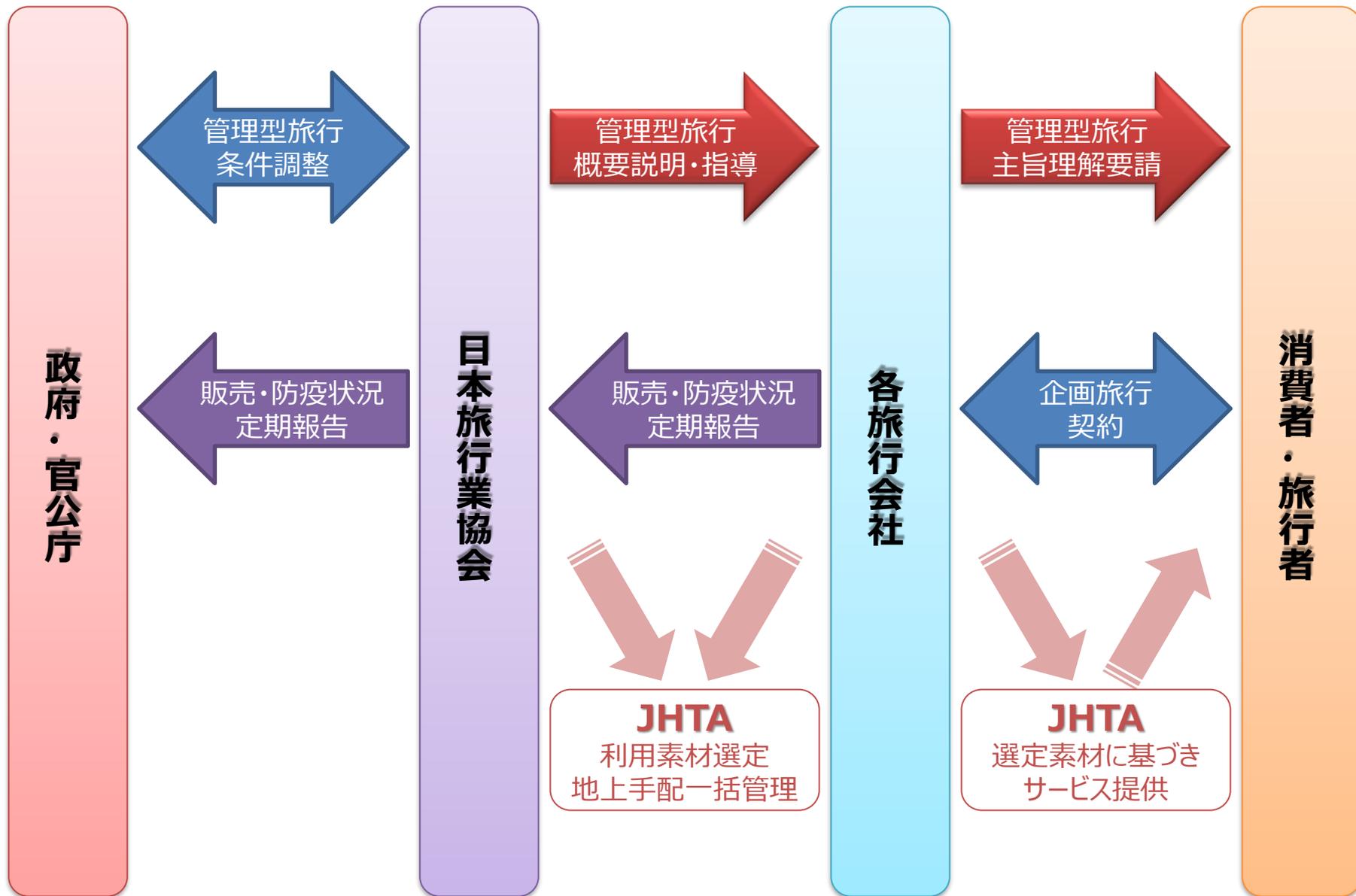
実施判断基準

- ①ハワイ州Reopening Strategy Tier3以上であること
- ②日本政府緊急事態宣言が発出されていないこと
- ③日本インバウンド「小規模分散型パッケージツアー」が実施されていること

その他

- ①管理型旅行実施における責任元は日本旅行業協会にある
- ②参加実績、帰国後の健康状態は関係省庁へ定期報告

ハワイにおける“管理型旅行”（案）



トラベル懇話会 「第2回リモート井戸端会議」

海外旅行ガイドライン(観光庁認可待ち)

- 基本原則(企画旅行・手配旅行とも)
「海外渡航に関する政府の方針を確認すること」
- 企画旅行の訪問国の選定の原則(抜粋)
 - ▶ 渡航先国が入国後一定の自己隔離を要求していないこと
 - ▶ 渡航先国が一定基準の感染防止ガイドラインを策定し、現地事業者がそれらを導入していること
 - ▶ 新型コロナウイルス感染時に受信可能な医療施設があること
- 旅程管理における原則
 - ▶ 旅行サービス提供事業者の選定基準 = 適切な感染防止策を実施

海外渡航者の帰国後行動制限についてより検討が必要

トラベル懇話会 「第2回リモート井戸端会議」

質疑応答

依然として残る課題

1. 感染症危険度3のレベルダウン
2. 帰国後14日間の隔離措置緩和
3. 各国・地域の日本人に対する入国制限措置緩和